

道路反射鏡設置基準

令和3年3月8日 市長決裁

1 目的

この基準は、道路反射鏡の設置に関し、必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

2 設置基準

道路反射鏡は、次の各号のいずれかに該当する場所に設置することができる。

- (1) 信号機が自動制御されていない交差点で、優先道路に進入しようとする箇所において、左右又は片方の見通しが悪い別図第1に示す場所
- (2) 道路の湾曲部又は屈曲部において、前方が見通せず確認できない別図第2に示す場所
- (3) 公共用施設からの出口で、左右又はどちらか片方の見通しが悪い別図第3に示す場所
- (4) その他、(1)から(3)以外の場所で、安全確認が困難と認められる場合、市長が必要と認める場所

3 留意事項

道路反射鏡の設置又は移設の場所の選定にあたり留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 道路形状等の立地条件を考慮し、安全確認ができるなど、設置効果が十分に得られると認められること。
- (2) 設置箇所に隣接する土地、建物等の利用の妨げとならないこと。

4 設置要望手順

道路反射鏡の設置は、原則として行政区域の区長からの設置要望に基

づき、市が予算の範囲内において行うものとする。また、道路反射鏡の設置要望は、道路反射鏡設置要望書（別紙1）をもって行うものとする。

なお、民地を借用して道路反射鏡を設置するときは、当該関係者から道路反射鏡設置承諾書（別紙2）を徴するものとする。

5 設置の可否

市は、道路反射鏡設置要望書の内容審査及び現地調査を実施し、その結果に基づき道路反射鏡の設置の可否を決定するものとする。また、道路反射鏡の設置の可否を決定したときは、通知書（別紙3）により当該設置要望をした区長に通知するものとする。

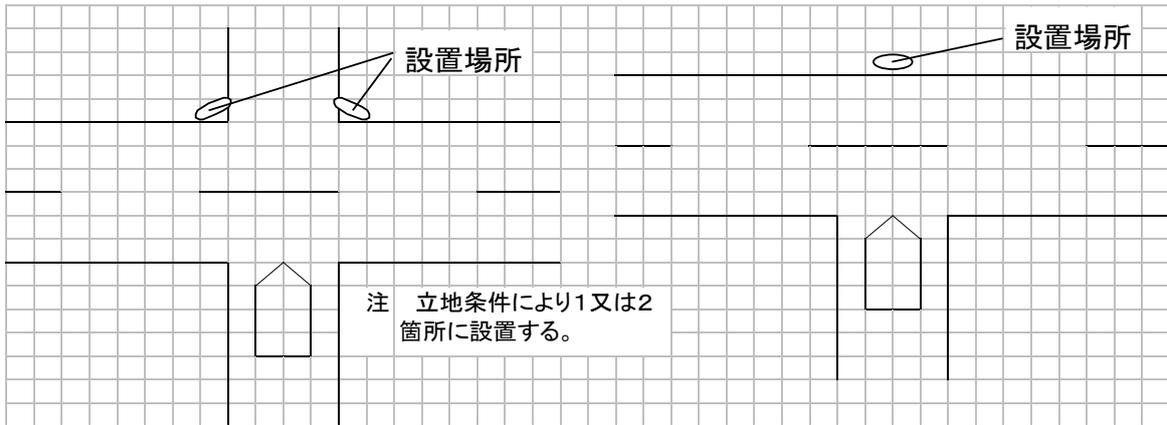
6 その他

この基準は、設置要望書に基づき市が設置するものに適用するものであるが、久喜市開発行為等指導要綱（平成22年告示第218号）第24条第2項に規定する協議があった場合についてもこの基準を準用する。

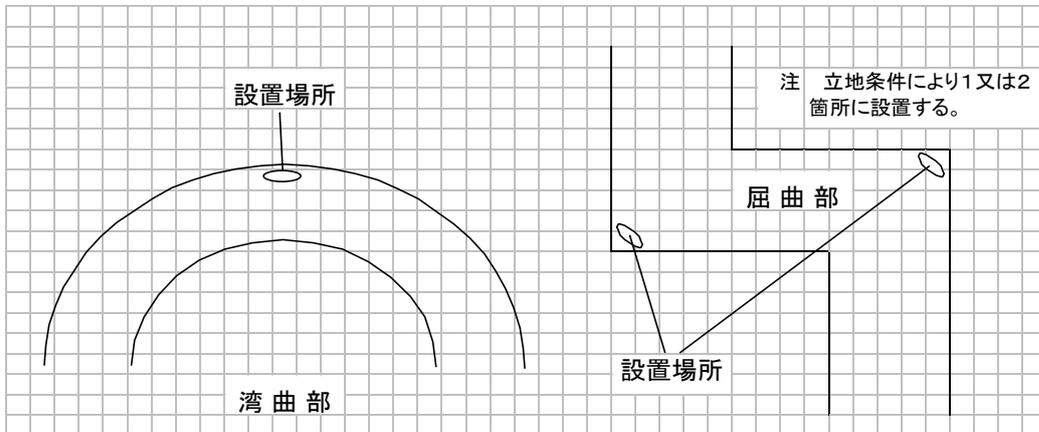
7 委任

この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

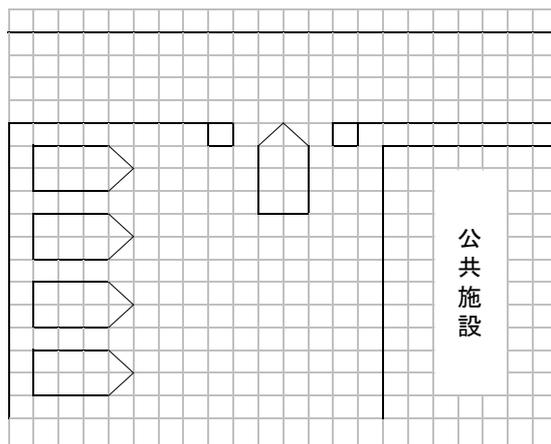
別図第1



別図第2



別図第3



別紙 1

令和 年度 「道路反射鏡」設置要望書

第 _____ 区 氏名 _____

設置場所	久喜市				
設置場所の種類	1 県道	2 市道	3 私道	4 公有地	5 私有地
私有地、又は 私道の所有者	住所	久喜市			
	氏名				
優先順位		必要面数	1面・2面	関係地主の承諾	可・不可
付近の 見取図 (1基につき 1枚)					
要 望 理 由					
	住宅地図		ページ	整理番号	

別紙2

道路反射鏡設置承諾書

令和 年 月 日

久喜市長 あて

住 所

承諾者

氏 名

(署名してください。記名押印でも可能です。)

道路反射鏡の設置について、下記の内容のとおり承諾いたします。

記

1 設 置 場 所

2 設 置 方 法

3 設 置 物 道路反射鏡 面 基

4 土地の使用料 無料

第 区 区 長 様

久喜市長

道路反射鏡設置について

〇〇の候、貴職に置かれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から、市政推進に格別なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、貴職からご要望をいただきました道路反射鏡につきましては、下記のとおりとなりましたので、ご通知いたします。

記

1 要望箇所の設置の可否

要望箇所	設置の可否	設置方法	面数	理由	備考

※要望箇所欄には付近の住居表示を記載しております。

2 工事着手予定時期 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※設置の場合

3 その他

設置工事に際しましては、立会いをお願いする場合がございます。また、私有地内への設置に関しては、「道路反射鏡設置承諾書」の提出についてご協力をお願いいたします。

【担当】

〇〇課〇〇係 〇〇
Tel〇〇-〇〇-〇〇 (内線〇〇)